

令和4年度SNS等WEB広告を活用した  
神戸市水道局施策の広報業務仕様書

神戸市水道局経営企画課

## 1. 委託業務の名称

SNS等WEB広告を活用した神戸市水道局施策の広報業務

## 2. 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

## 3. 目的

水道局ではこれまでより、広く市民に情報発信を行うため、水道料金の検針票、広報紙こうべ、ホームページ、ラジオ放送など、内容に応じてこれらの手段を活用しながら水道事業のPRを行ってきている。

しかしながら、必要な情報を必要な人にタイムリーに届けるためには、これらの手段ではどうしても限界がある。そのため、たとえば水道管の凍結防止、災害時の応急給水、水道技術職の採用等、情報発信の対象や時期が絞られたり、緊急性を要するような内容について、SNS等のWEB広告を活用することで、より多くの人に必要な情報を届けることで、より効果的な広報を展開したいと考えている。

そのほか、水道事業を取り巻く厳しい現状（更新期を迎えた膨大な水道施設や管路、更新財源となる給水収益が人口減少や節水型社会の進展により減少等）についても、WEB広告を活用することで、効果的な発信ができないか模索しているところである。

本業務では、市場規模の拡大が続いているSNS等WEB広告を水道局の新たな広報手段として有効に活用していくため、それぞれの発信内容ごとに、詳細なターゲティングを行い、より効果が見込まれる広報を実施するものである。

## 4. 委託金額

上限額 2,000,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

### 【内訳】

広告媒体料、デザイン制作料、アカウント制作料、手数料等

※広告媒体料は1,200,000円（税込）以上で見積すること。

ただし、実施実績に応じた費用を請求に応じて支払う。

## 5. 広報する施策やテーマ数

5件程度（①水道管の凍結防止 ②災害時の応急給水 ③水道技術職採用 その他）

※テーマごとに複数回の発信が想定されるが、①、②は気象状況等により発信回数に変動が見込まれる。

## 6. 委託業務の内容

委託する業務の詳細については、以下のとおりとする。

### (1) 広報戦略の検討・提案

施策ごとにターゲット層や情勢等の分析を行い、広報効果が最大化するよう目標値をシミュレーションしながら戦略を提案すること。

### (2) 広告デザインの制作

広告に使用する映像やバナーデザイン（静止画・動画）、キャッチフレーズの制作等を行うこと。制作に必要な資料・情報は受託者が収集する。ただし、神戸市水道局が所有している資料・情報についてはこの限りではない。

### (3) SNS等WEB広告への出稿・管理・編集作業

- ・水道局と協議により決定した広告への出稿作業を行うこと。
- ・出稿した広告に関して、運用状況を適宜確認・管理し、リーチ数やクリック率などの成果が設定目標に到達しない場合は、出稿期間中であってもターゲット層の変更などを水道局に提案し、変更や再出稿の作業などを行うこと。

### (4) 広告実施の結果報告・検証

- ・実施した広告毎にインプレッション、リーチ数、クリック数（率）、シェア、いいね数、再生数、コメント数・内容等の結果を報告すること。
- ・実施した広告結果の検証・分析を行い、報告すること。

### (5) その他

#### ○会議の開催及び運営

- ・広報戦略の提案時や結果報告時など、必要に応じて会議を開催すること。
- ・会議を実施する際の資料は会議の2日前には水道局に共有すること。
- ・会議を実施した際の議事録を作成し、1週間以内に提出すること。

#### ○事業報告書の作成と報告

受託業務終了後、業務全体の実施概要、実績、効果等を含む業務実施報告書を作成し、水道局に提出すること。

## 7. 実施体制

本仕様書に記載した業務を円滑かつ確実に遂行することが可能な体制を整備すること。また、業務全体を統率する統括責任者及び進行管理者をおくこと。

## 8. 広告を掲載するサイトの基準

次の各号に掲げるサイトへは広告を掲載しないよう配慮すること

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公の秩序若しくは善良の風俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

- (3) 人権その他の他者の権利を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- (4) 政治性または宗教性のあるもの
- (5) 特定の主義主張を目的とするもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、水道局が広告を掲載することが適当でないと認められるもの

## 9. 留意事項

- (1) 制作物が他の所有権や著作権、肖像権を侵害するものではないこと。
- (2) 本業務に関する所有権や著作権は、原則としてすべて水道局に帰属する。
- (3) ただし、受託者が従来から権利を有している受託者固有の知識、技術に関する権利等（以下「権利保有物」）については、受託者に留保するものとし、この場合、水道局は権利保留物について当該権利を非独占的に使用できることとする。
- (4) 受託者は、納品する成果物について、第三者の商標権、肖像権、著作権、その他の諸権利を侵害するものではないことを保証することとし、成果物について第三者の権利を侵害していた場合に生じる問題の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (5) 前項で掲げるサイトに広告が掲載されたことが判明した場合は速やかに出稿を停止し、水道局に報告すること。
- (6) 広報実施のために制作する有体物及び無体物一式を、水道局が指定する日までに指定場所に納品すること。
- (7) 原則として、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。ただし、事前に書面にて報告し、水道局の承諾を得たときは、この限りではない。
- (8) 受託者は、本業務により知り得た情報等を本業務においてのみ使用することとし、これらを他の目的に使用し、又は他のものに漏洩してはならない。本業務の契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- (9) 本仕様書に定めのない事項または本仕様書について疑義の生じた事項については水道局と受託者とが協議して定めるものとする。